

青森市立大野小学校 学校いじめ防止基本方針

青森市立大野小学校

青森市立大野小学校いじめ防止基本方針

平成29年2月8日 一部改訂

1 いじめ防止基本方針策定に当たっての学校の考え

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「大野小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作る。
- 児童、教職員の人権感覚を高める。
- 児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深める。

いじめの基本認識

- ◎いじめは人間として絶対許されないという強い意識をもつこと
- ◎いじめられている児童の立場に立った親身の指導を行うこと
- ◎いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること
- ◎関係者が一体となって取り組むことが必要であること

2 「いじめ」について

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

いじめの定義

『児童等に対して、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。』

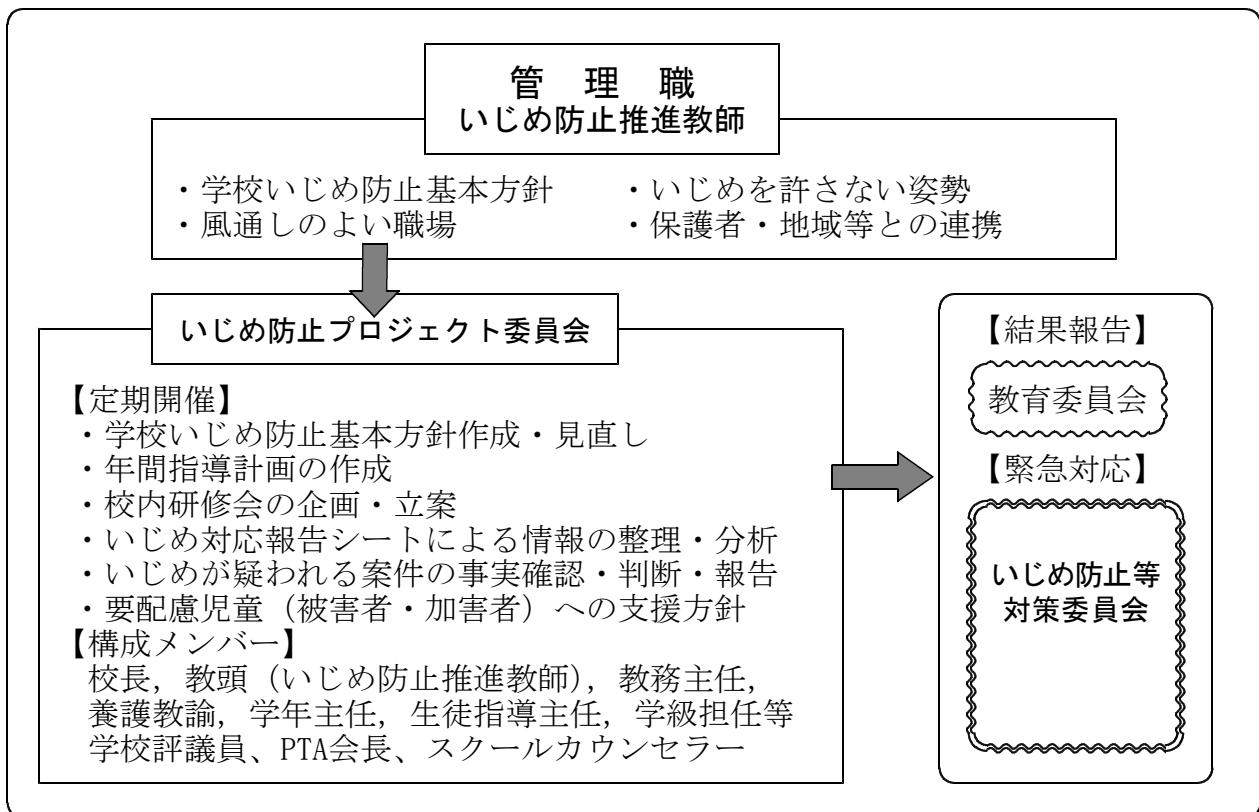
※起こった場所は学校の内外を問わない。

※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場で捉える。

3 校内体制について（図1参照）

本校のいじめ防止等の対策のための組織の構成を下図のようにする。

【図1】大野小学校いじめ防止等の対策のための組織体制



4 いじめの未然防止のための措置（図2参照）

【学級担任等】

- ・日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成する。
- ・はやしたてたり見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。
- ・教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ・道徳の授業の推進。冬季休業中に道徳に関する現職教育を実施し、始業式後1週間以内にいじめに関する道徳の授業を実践する。
- ・どんな心理状況や立場のときに、いじめの加害者になり得るのかを指導する。

【養護教諭】

- ・学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。
- ・保健室を来室した児童の様子について細やかに観察し、情報を共有する。

【生徒指導主任】

- ・いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ・日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

【管理職、いじめ防止推進教師】

- ・全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成する。
- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育，人権教育，情報教育の充実，読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む体制を構築する。
- ・児童が自己有用感を高められる場面や，困難な状況乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- ・いじめの防止活動に児童自らが主体的に参加する取組を推進する。
(例えば，児童会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など)

5 いじめの早期発見のための措置（図2参照）

【学級担任等】

- ・日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め，児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・休み時間，放課後の児童との雑談や日記等を活用し，交友関係や悩みを把握する。
- ・保護者との個人面談を活用し，教育相談を行う。
- ・児童と，定期的に行われるアンケート等をもとに個人面談を行う。

【養護教諭】

- ・保健室を利用する児童との雑談の中などで，その様子に目を配るとともに，いつもと何か違うと感じたときは，その機会を捉え悩みを聞く。

【生徒指導主任】

- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
(児童アンケート調査 毎月中旬に実施し，必要に応じて随時教育相談を実施)

(保護者アンケート調査 年3回実施)

7月…夏休み保護者との個人面談
12月…学校評価と合わせて
1月…体罰の調査と合わせて

(教育相談 年3回実施) 7月…夏休み保護者との個人面談

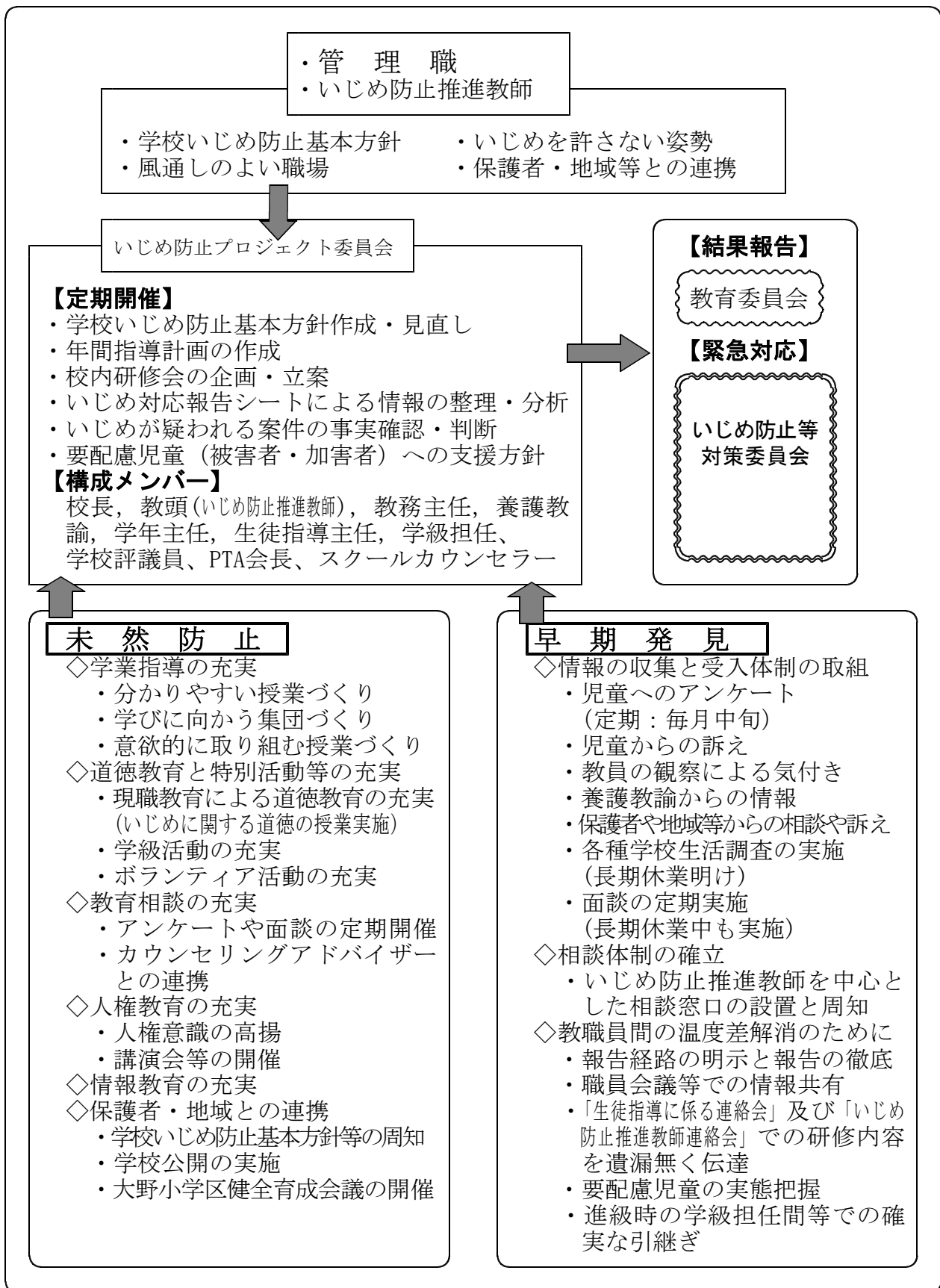
11月…参観日の懇談と合わせて
1月…冬休み中に，児童(保護者)と面談

- ・保健室や教育相談室等の利用，電話相談窓口について周知する。

【管理職、いじめ防止推進教師】

- ・児童及び保護者，教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・学校における教育相談が，児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり，適切に機能しているか，定期的に点検する。
- ・休み時間や昼休みの校内巡視や，放課後の校区内巡回等において，児童が生活する場の異状の有無を毎日確認する。
- ・学校だより等で，保護者や地域にいじめの形態を知らせるとともに情報提供について依頼する。

【図2】 日常の指導体制（未然防止・早期発見）



いじめの未然防止に向けて

コミュニケーション

- ・子どもと一緒に過ごす時間を確保し、心を理解し、孤独感を与えない
- ・学級の中に居場所をつくり、存在感を味わわせる

望ましい雰囲気づくり

- ・教師と子ども、子どもと子どもの望ましい人間関係づくりに努める（学級経営の充実）
- ・生命尊重、人間尊重、個性尊重の精神の育成などに努める

意欲をもたせる

- ・成就感を味わわせる
→「もっと～したい」という前向きな姿勢をもたせる
- ・認める
→認め・励まし、夢をもって学校生活を送らせる

社会的能力を育てる

- ・自分の気持ちを伝え、相手の話を聞く力を育てる
- ・相手の立場や気持ちを思いやる気持ちを育てる
- ・社会におけるルールを守る力を育てる

共同指導体制づくり

- ・休み時間等の巡回
- ・いじめ防止推進教師を中心とした各分掌の役割と責任の明確化
- ・養護教諭の積極的な位置付け
- ・いじめ防止に関する研修の実施
- ・日常的な教師間の情報交換

保護者との信頼関係づくり

- ・安心して相談できる信頼関係をつくる
- ・日頃から情報交換に努める
- ・早い時期に、懇談会や面談など、保護者との情報交換や意見交換の場を設ける

いじめは絶対に許されない行為であることを徹底させ、組織で対応する

6 解決に向けた対応について（図3参照）

【情報を集める】

- ・発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取りを行うなど、いじめの正確な実態把握を行う。その際、他の児童の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に配慮する。また、いじめた児童が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。
- ・教職員、児童、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集め、記録に残す。
- ・一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

【指導・支援体制を組む】

- ・正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。
（いじめ防止推進教師、学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担）
 - ①いじめられた児童生徒や、いじめた児童生徒、保護者への対応
 - ②教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無 等
- ・随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

【児童への指導・支援を行う】

いじめられた児童に対して

- ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対し、徹底してその児童を守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- ・いじめられている児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

いじめた児童に対して

- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・必要に応じて、別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・いじめる児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、教育委員会等とも連携して対応する。
- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ・不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む。

その他の児童に対して

- ・学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を図る。

保護者（加害者、被害者）に対して

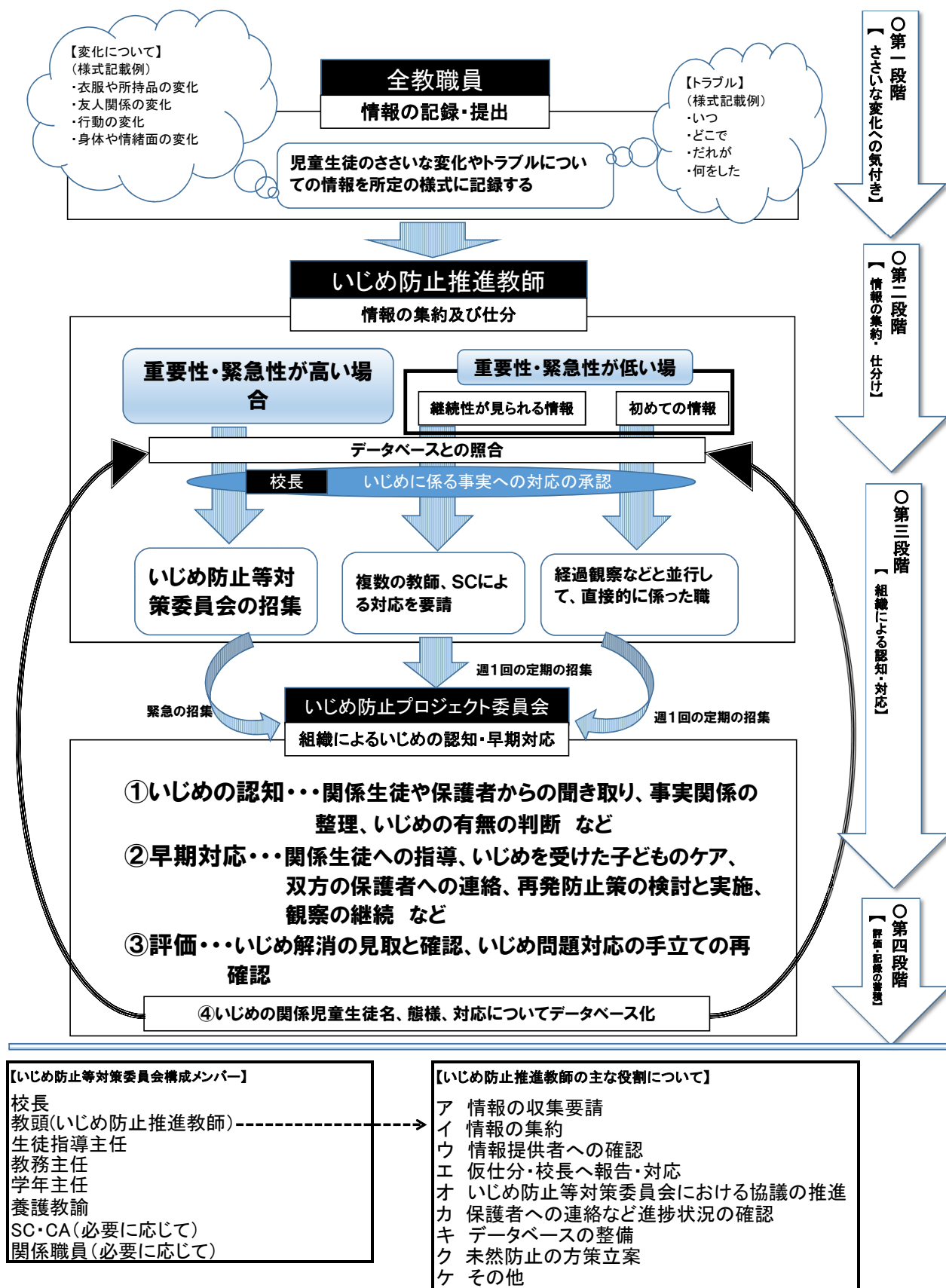
- ・家庭訪問（学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供し、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。

7 いじめ防止のための具体的な行動計画（表1参照）

- ・表1に示した「いじめ防止のための具体的な行動計画」に従い、確実に全校体制でいじめ防止に臨む。

【図3】

大野小学校 いじめの認知から解決に向けた標準指針

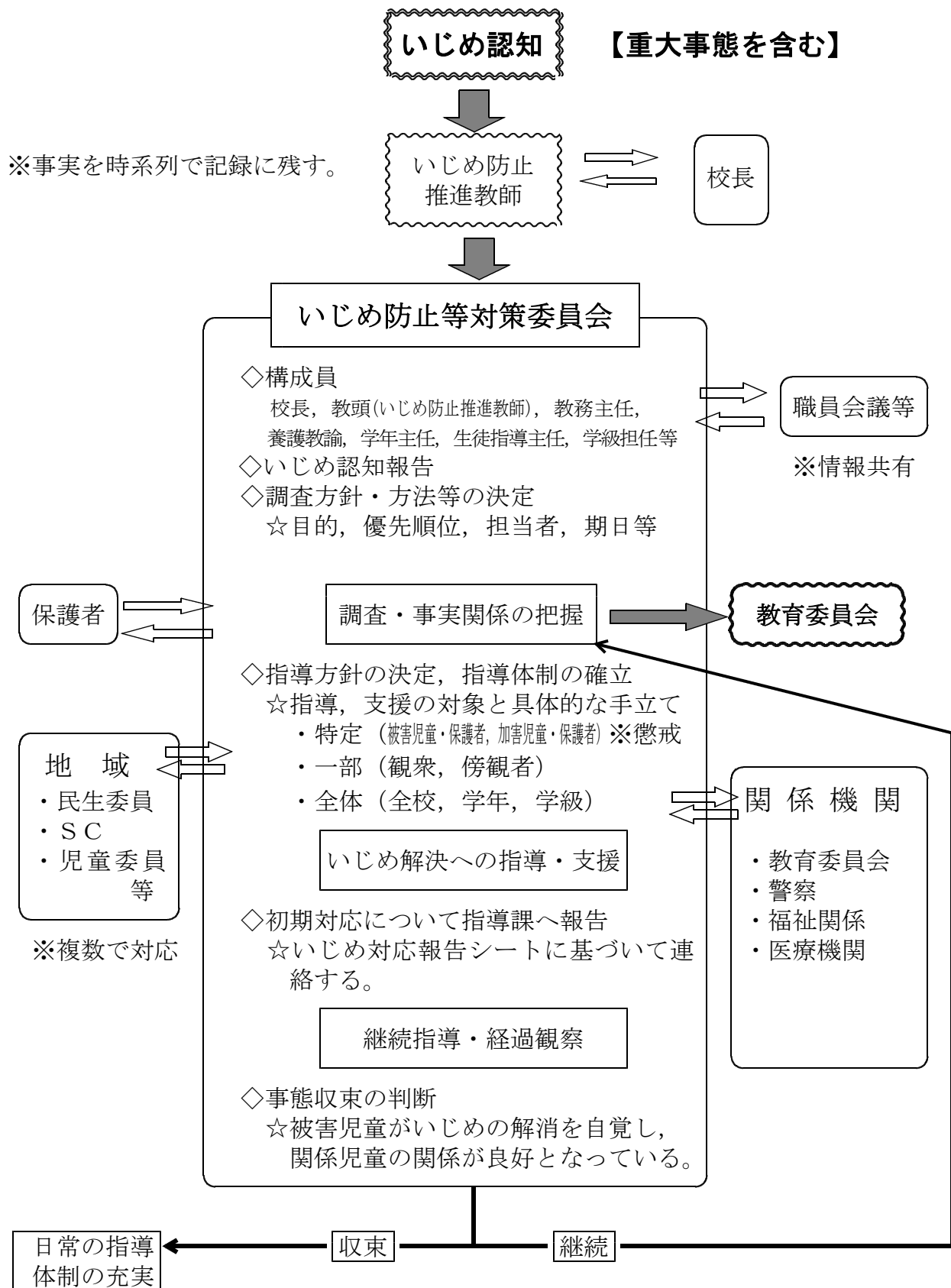


(表 1)

いじめ防止のための具体的な行動計画

項 目	内 容	時 期
未然防止の取組	＜いじめに関する学習等に関する取組＞ ・長期休業開けに道徳の時間にいじめの防止等に関わる価値項目や内容項目を重点的に学習する。	・夏季休業及び冬季休業明け 1 週間以内に道徳の授業を実施。
早期発見・早期対応の取組	＜生活（健康）アンケートや定期的な個人面談などの取組＞ ・児童が気軽に相談できるよう、日常的に児童の生活を把握するための生活（健康）アンケートや定期的な個人面談を位置付ける。	・児童アンケート（毎月） 毎月中旬に実施し教育相談を行う。 ・長期休業中の教育相談（年 2 回） 夏季休業中に児童と面談 （2 学期始業式の 1 週間前） 冬季休業中に児童と面談 （3 学期始業式の 1 週間前）
	＜保護者や地域住民からの情報提供の受入体制の取組＞ ・児童生徒の些細な変化に気付くよう、積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や地域住民の方から通学時等の様子を伝えてもらえる体制を構築する。	・保護者との面談等（年 3 回） 夏季休業中（7 月中）に保護者と面談 学校評価(12月)と合わせて意見聴取 体罰調査(1月)と合わせて意見聴取 ・大野小学校健全育成会議の開催 南中学校、PTA 役員、みなみ交番、町会長、民生委員等より、通学時等の様子を情報交換
	＜教職員間の温度差を解消する取組＞ ・全ての教職員がいじめに対して共通の理解を持ち、そのための取組に対して共通の認識を持つことができる校内研修を位置付ける。	・職員会議での共通理解（月 1 回） いじめ対応報告シートの事例などから、いじめ防止推進教師が中心となって共通の認識をもつようにする。また、生徒指導連絡会などで得た情報は迅速に伝達する。 ・夏季休業中（8 月中旬）に現職教育を実施 いじめ防止に関する現職教育を外部講師を招いて実施
いじめの組織的な対応の中核となる人材と市教委への報告	＜いじめ防止推進教師の配置＞ ・些細な情報を放置したり、問題ではないと勝手に判断したりしないよう、「いじめ防止推進教師」を配置し、教職員が気付いた児童の些細な変化に関する情報を集約し、分析する体制を構築する。	・本校では、教頭を「いじめ防止推進教師」とし、様々な情報を集約・分析し、全教職員に周知する。
	＜いじめを認知した場合の市教委への報告＞ ・いじめの認知及び初期対応後に「いじめ対応シート」を提出する。 ・毎月末にとりまとめて、翌月 5 日までに「いじめの状況報告書」を提出する。 ・重大事態が起きた場合の対応については、図 4 のフロー図に従い、市教育委員会に速やかに報告し、連携して対応する。	・いじめ防止推進教師が中心となり、市教育委員会への報告を迅速に行う。

【図3】 いじめへの組織的対応



※スクールカウンセラーについては、調査・事実関係を把握した上で、必要があると校長が判断した場合、市・県教育委員会へ派遣を依頼する。

学校用

重大事態対応フロー図

【図4】

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）
ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしつかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体となる場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

8 評価について（「いじめ問題への取組のチェックポイント」を参照）

◎いじめ問題への取組についての検証を行う

- ・毎学期末に（年3回）学年内で「いじめ問題への取組のチェックポイント」について評価したことを学年主任から「いじめ防止プロジェクト委員会（O I P）」にて、意見聴取し、取組について検証する。
- ・学期毎にO I Pにて検証した結果について全教職員に伝達し、共通理解する。

「いじめ問題への取組のチェックポイント」

（悪い） 1 2 3 4 5 （良い）

項目	番号	チェックポイント	評価
指導体制	1	いじめの問題の重要性を全教職員が認識し、校長を中心に、一致協力体制で、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立しているか。	
	2	いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。	
未然・早期発見	3	お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めているか。	
	4	学校全体として、校長をはじめ各教師がいじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。	
	5	各担任は、道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導が行われているか。	
	6	社会性や豊かな情操を培うため、集団行動や体験的な活動をしているか。	
	7	教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っているか。	
	8	いじめを行う児童生徒に対しては、特別の指導計画による指導のほか、毅然とした対応を行うこととしているか。	
	9	いじめられる児童生徒に対し、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っているか。	
	10	いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っているか。	
	11	教師は、日常の教育活動を通じ、教師と児童、児童間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。	
	12	児童の生活実態について、たとえば聞き取り調査や質問紙調査（学期ごとのアンケートを含む）を行うなど、把握に努めているか。	
早期発見	13	いじめの把握にあたっては、語る会での情報交換や養護教諭との連携に努めているか。	

見 ・ 早 期 対 応	14	児童が発する危険信号を見逃さないよう、日頃から児童観察に努めているか。	
	15	いじめについて訴えなどがあつたときには、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。	
	16	いじめの問題解決のため、教育委員会との連携を密にするとともに、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行っているか。	
	17	校内に児童生徒の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制が整備されているか。また、それは、適切に機能しているか。	
	18	学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。	
	19	教育相談の実施にあたっては、必要に応じて教育センターなどの専門機関との連携が図られているか。教育センター、人権相談所、児童相談所等、学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。	
家 庭 ・ 地 域 社 会 と の 連 携	20	児童の個人情報の取り扱いについて、ガイドライン等に基づき適切に取り扱われているか。	
	21	家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭連絡や学校だよりなどを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っているか。	
	22	いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決にあたっているか。いじめの問題について、学校のみで解決することに固執しているような状況はないか。	

いじめ対応報告シート

学校名	青森市立	大野小	学校
提出日	平成	年	月 日

(1) いじめの当事者	いじめを受けた児童生徒	児童生徒		年		組	性別	男	家庭への連絡	済	(2) いじめの発見方法	①定期的な調査等	
		フリガナ								未		②本人の申告	
		氏名								未		③他者からの情報提供	
	いじめを行った児童生徒	※氏名、学年、組、性別を記入(例:〇〇〇〇、3-1、男)						家庭への連絡	済	④家庭からの情報提供			
								未	⑤観察				
									⑥その他				
									()				
(3) いじめの概要		(4) いじめの態様(複数回答可)	a. 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。										
			b. 仲間はずれ、集団による無視をされる。										
			c. 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。										
			d. ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。										
			e. 金品をたかられる。										
			f. 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。										
			g. 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。										
			h. パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。										
			i. その他										
(5) 学校側の対応													
備考	警察などの関係機関との連携 指導主事派遣要請の有無など												

児童生徒の心身の「状況を把握する」・「変化を見逃さない」ための観察ポイント

児童生徒が抱える困難や悩みの背景			学校生活における場面別の主な観察ポイント	
学 校 的 背 景	○進路問題 ○不登校又は不登校傾向 ○学業不振 ○友人関係での悩み ○異性問題 ○いじめ ○その他	・卒業後の進路について悩んでいた ・受験に失敗した ・志望校への受験が困難である旨を告げられた ・不登校を理由に長期欠席であった ・学校を休みがちの状況であった ・成績が以前の比べて大幅に落ち込んでいた ・授業についていけず悩んでいた ・友人との関係がうまくいかに悩んでいた ・クラスになじむことができずに悩んでいた	場面1 登校時、下校時	場面2 朝や帰りの会
			●登校を渋る ●遅刻や早退が増加する ●挨拶に元気がない ●友達と一緒に登下校したがない	●体調不良をよく訴える ●朝夕の健康観察に変化がある ●朝から眠いと訴える ●表情や目つきがいつもと違う
家 庭 的 背 景	○保護者との不和 ○保護者の離婚 ○経済的困難 ○その他	・父母等との関係が陰悪で修復しがたい状況 ・父母等から激しく叱責を受けていた ・父母等との関係がうまくいかに悩んでいた ・父母等が離婚した場合 ・家庭が経済的に困窮している ・生活保護を受給している ・父親が失業している ・父親に多額の負債がある	場面3 授業場面	場面4 休み時間
			●学習に取り組む意欲がない ●学習用具の忘れ物が多い ●教師の話が聞けない ●ぼんやりしている ●友達と関わる場面でも参加しない	●友達と遊びたがらない ●一人で過ごすことを好む ●外で遊ぶことを嫌がるようになる ●保健室に行きたがる ●他学年の子供とばかり遊ぶ
個 人 的 背 景	○精神科治療歴有 ○独特の性格傾向 ○自殺をほのめかしていた ○自傷行為 ○孤立感 ○厭世 ○その他	・精神科医等の治療経験がある場合 ・周りに甘え頼るなどの未熟・依存的性格傾向 ・俗に言うキレやすいタイプの衝動的な性格傾向 ・二者択一的な考えにとらわれるなど極端な完全癖 ・「死にたい」などと友人や周囲にもらしていた ・手首を刃物で切る、薬を多量に服用することがあった ・引きこもりがち、周囲の人とのつながりが希薄 ・すぐに悲観したり、物事を悪いほうにばかり考える	場面5 給食時	場面6 学校行事
			●食べる量が極端に減る ●食べる量が極端に増える ●食欲がないと訴える ●友達との会話が減る	●参加を拒む ●参加への不安を訴える ●行事が近づくと体調不良になる ●行事への欠席が多い
			場面7 部活動	場面8 その他
			●休みがちになる ●練習等への意欲が乏しい ●友達と関わろうとしない	●保健室への来室が増える ●今までできていたことができなくなる ●用事もないのに職員室に来る

いじめ防止推進教師

いじめに係る事案の集約及び仮仕分け

いじめ防止等対策委員会

組織によるいじめの認知・早期対応